

岩手県告示第550号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、介護扶助及び介護支援給付のための施設介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成27年7月3日

岩手県知事 達 増 拓 也

介護老人保健施設

名 称	所在地	指定年月日
介護老人保健施設はーとぽーと雫石2号館	岩手郡雫石町板橋3番地7	平成27年7月1日